豊田市消防団災害情報メール配信システムの利用にあたって

豊田市消防団災害情報メール配信システム(以下「システム」といいます。)は、豊田市 (以下「市」といいます。)内で発生した火災等の災害情報を、登録いただいたメールアド レスに配信し情報提供するシステムです。

1 登録、変更、解除及び抹消

利用申込みにあたっては、次の条件をお守りください。

(1) 申込み

申込みは、別紙「豊田市消防団災害情報メール登録手順書」に記載の方法により本人が登録してください。

(2) 登録内容の変更があった場合

利用者は登録したメールアドレスに変更が生じた場合、別紙「豊田市消防団災害情報メール変更手順書」に記載の方法により本人が変更してください。

(3) 利用を停止する場合

利用者は本システムの利用停止を希望する場合、消防本部総務課までご連絡ください。ただし、退団した場合は自動的に利用が停止されます。

(4)登録抹消について

市は次の場合、当該利用者に事前に通知することなく、登録を抹消することができるものとします。

- ア 利用者が本規約に違反したと認めた場合
- イ 送信したメールがあて先不明で送信できなかった場合

2 費用負担

(1)登録料及び情報提供料

システムへの登録料及び情報提供料は無料とします。

(2)情報受信料

情報提供を受けるための携帯電話等の月額使用料及び通信料等は利用者の負担とします。

3 中断・遅延・中止等によって発生する損害について 市は一切の責任は負いません。

4 個人情報の取扱い

(1)利用目的

提供していただく個人情報は、本システムのみに使用するものとし、他の目的には 一切使用しません。また市は(2)の規定を除き、第三者に開示することはありません。

(2) 第三者への開示

以下の場合に、市は個人情報を第三者に開示することができるものとします。

- ア 情報開示や他の目的のための使用について利用者ご自身の同意がある場合
- イ 利用者に本システムで情報を提供する目的で、市からの委託を受けて業務を行う会 社が情報を必要とする場合。(市が利用者に特にお知らせした場合を除いて、こう した会社は、市が提供した個人情報を上記目的のために必要な限度を超えて利用す ることはできません。)
- ウ 官公庁、裁判所、警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合
- エ 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

(1)管理方法

市が管理する個人情報への不正なアクセスや当該情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために、セキュリティシステムの維持、管理体制の整備、職員教育の徹底等の必要な措置を講じます。ただし、上記の適切な管理のもと、万が一当該情報の漏えい等が発生し、利用者に損害が発生しても、市は一切責任を負いません。

(2)情報の開示および訂正

市は、利用者から自己に関する個人情報の開示の請求があったときは、原則として 遅滞なく開示します。市は、利用者から自己に関する個人情報の訂正等の申出があっ たときは、遅滞なく調査を行い、個人情報に関して誤りがあることその他の訂正等を 必要とする事由があると認めるときは、遅滞なく訂正等を行います。